

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、檀原市及び五條市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和五年十月三日

奈良県知事 山下 真

一 調査を行った者の名称

檀原市

五條市

二 調査を行った期間

檀原市 令和二年四月一日から令和四年十一月二十八日まで

五條市 令和二年四月一日から令和三年八月十九日まで

三 成果の名称

檀原市慈明寺町、寺田町及び大谷町の各一部の地籍図及び地籍簿

五條市岡町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

檀原市慈明寺町、寺田町及び大谷町の各一部の地域

五條市岡町の一部の地域

五 認証年月日

令和五年九月二十一日